平成２９年（フ）第３８１号
静岡県浜松市南区寺脇町910番地の１プラシードＡ101
債務者　西村　真希
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３９８号
名古屋市瑞穂区井の元町82番地の３
債務者　髙島　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４３号
名古屋市南区氷室町１番５号　ユーハウス氷室702号
債務者　大倉あゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３４７号
大阪府大東市三箇５丁目１番２号　酒由ハウス201号、前住所大阪府大東市新田東本町２番15号　アローンハイツ301号
債務者　山片　教光
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２５号
大阪市淀川区木川東１丁目５番25号　第１メゾン美光　401号
債務者　三浦由美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８６号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目16番21号
債務者　髙野　優香
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４７号
大阪府吹田市新芦屋下16番28号
債務者　三戸邉勝秀
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５３号
大阪市平野区流町３丁目15番７号　キングスアベニュー流町Ｂ棟307
債務者　富永　照之
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２１号
大阪市東成区玉津１丁目６番９号　恵比寿荘27号
債務者　中居　初憲
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２７号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番８号　ハーモニーハイツ花園　Ｃ－403号、前住所大阪府東大阪市菱屋東２丁目12番13号
債務者　藤田　良二
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７１号
大阪市平野区長吉川辺２丁目２番36号　108、前住所大阪市浪速区桜川１丁目５番36－104号
債務者　西井　秀和
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３１号
大阪府吹田市片山町４丁目27番25号（202）
債務者　渡嘉敷弘美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４６号
大阪市此花区高見１丁目７番15－1206号
債務者　増田　紀波
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９号
兵庫県小野市敷地町1572番地の１　リーガルハウス小野２棟508号、前住所兵庫県加古川市新神野２丁目20番２－102号
債務者　藤井　　啓
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１２６号
香川県高松市桜町１丁目16番23号
債務者　田井　常夫
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２００号
香川県高松市香西南町67番地２
債務者　髙橋　直子（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２０号
香川県さぬき市長尾西683番地10
債務者　砂井　啓吾
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係